

税労第 62-053 号

令和 4 年 2 月 24 日

各地区本部執行委員長 殿  
中央執行役員

日本税闇労働組合  
中央執行委員長 倉本和邦

第 62 期男女協働委員会議事録について（送付）

このことについて、議事録を作成したので、別紙 1 のとおり送付します。

日本税関労働組合男女協働委員会

専門委員長 堀田 将恵

専門委員 太田 美菜

同 斎藤 雅記

同 佐藤 裕一

同 脇中 啓之

第62期男女協働委員会議事録

1 開催日時 令和4年2月10日（金）午後13時00分～16時15分

2 開催場所 各地区本部書記局（WEB）

3 出席者

専門委員長：堀田 将恵（東京）

専門委員：太田 美菜（東京）、斎藤 雅記（横浜）、佐藤 裕一（横浜）、脇中 啓之（大阪）

函館地区本部：高橋 陽子（監視部）

東京地区本部：堀田 将恵（業務部通関部門）、太田 美菜（業務部通関業監督官）

横浜地区本部：斎藤 雅記（調査部審理部門）、佐藤 裕一（監視部保税許可部門）、

戸田 秀久（監視部取締機動部門）、清水 千恵子（調査部検察第7部門）、

名古屋地区本部：原川 佳也（監視部保税検査第2部門）

大阪地区本部：脇中 啓之（関西空港税關支署）

神戸地区本部：本田 健太（監視部保税取締第1部門）

門司地区本部：澤田 知子（業務部認定事業者管理官）

長崎地区本部：廣島 朋輝（監視部統括監視官（機動取締））

沖縄地区本部：新里 薫（統括監視官（取締部門））

中央書記局：鈴木 宏彰（書記長）

4 議題等

（1）前期要求書の見直し

（2）子の看護休暇（5日）の拡充について

（3）女性の当直について

（4）自由討論

## 5 議事内容

### 議題1 前期要求書の見直し

事前に配付している「男女が共に働きやすい職場の実現に関する要求書（案）」、「答申まとめ」とともに要求書の文言について見直しすべきことがあるか確認した。

#### （1）要求書本文

変更なし

#### （2）1. について

変更なし

#### （3）2. について

- ① 「なお、新たに女性職員の勤務形態を変更する場合や新たに配置する際には」の後に、「施設・設備を整え、勤務体制に影響がないか考慮したうえで」を追記する。
- ② 「新たな部署を設置した際には男女の配属も含めて前広に周知してほしい」旨の内容を追記する。
- ③ 「女性職員が働きやすい環境となるよう施設・設備を充実させること」について人的運用（パワーハラ・セクハラの防止）を入れ込むことはについて、過去の委員会で本要求の趣旨から外れてしまうため外した経緯があることから、今後も追記しない。

#### （4）3. について

変更なし

#### （5）4. について

産前休暇について8週に拡大するよう記載を追記するかについて、6週から8週に拡大する根拠が明確にあるわけでもないため、各地区本部で組合員の声を再確認し、今後の検討議題とすることとなった。

#### （6）5. について

変更なし

#### （7）6. について

「小学校3年生まで」を「小学校卒業まで」または「中学校卒業まで」に拡大するか検討したが、育児時間及び育児短時間勤務制度がまだ小学校入学前までしか対応していないことから、まずはこの制度が小学校まで適用されるように働きかけることに注力することとなった。

今後、小学校まで適用できるよう、国家公務員法の改正も視野に入れて、上部団体と連携して実現できるよう活動する。

#### （8）7. について

- ① 子の看護休暇の「日数」及び「対象年齢の引き上げ」については、具体的な数値を記載したほうがよいのではないかとの意見があったが、各労組団体により要求する日数等に違いがあり、要求を上げる際には柔軟に対応する必要があることから、記載については具体的な数値はいれないことが望ましいとの説明があり、変更なしとした。

なお、日数の拡大については、インフルエンザ等の伝染病に感染することが年に数回あった場合、定期的な通院が必要な場合等の理由から、5日ではケースにより足りなくなる場合があるた

め、弾力的な運用を求めるとして、意見が一致した。

② 「様々なケース」についても上記①と同様の趣旨から、変更なしとした。

(9) 8. について

変更なし

(補足説明：最近のインフルエンザ等の伝染病が完治してから感染予防のための自宅待機についても休暇制度を整備するように要求すること)

(10) 9. について

シンクライアント端末が既に稼働しているため、記述内容を現状に適した記述に変更する（名古屋地区本部からの提案とおり）。

(11) 10. について

変更なし

## 議題2 子の看護休暇（5日）の拡充について

上記（8）で検討したため、改めて討議することは省略した。

## 議題3 女性の当直について

事前に配付している「答申まとめ」をもとに各地区本部の出席者が説明した。

(1) 函館

女性の当直勤務があるのは千歳支署の旅具部門のみ。

現在、仮眠室の外にトイレがあり、しかも男女が同じ階層にあるためプライバシーへの配慮が十分ではない。

当直勤務については、旅客および職場の人間関係に苦労するとの声あり。

(2) 東京

男女協同という観点から、当然女性も当直勤務に配属されるべきではあるが、組合員が家庭の事情により希望しない場合は、その意に沿った配置となることが望ましい。

(3) 横浜

現在、女性の当直はない。若い職員は当直勤務に関する理解はある。

(4) 名古屋

主に旅具の当直については、その業務の労苦が報われない感がある。

昇進及び給与面でのフォローがあるとよい。

(5) 大阪

旅具部門に女性は配置されることが自然と導入されたこともあり、現在では受け入れられるように見受けられる。

(6) 神戸

当直できる施設がない。当直できないことから、渋滞で帰庁時間が23時すぎとなったことがあり、運転手は超勤で対応できたが、助手席の職員には超勤が支払われなかつたことがあり、当直勤務であればよかつたのにという声があった。

(7) 門司

昨年から当直勤務が始まったが、女性の配置数が1班あたり2名と少ないため、体調不調の時で

も休暇を取得することが難しいのが現状である。

また、今回の当直が開始される際に、部門が増えることは周知されたが、それが女性の配備される部門であることまでは周知されなかつたため、配属されて初めて当直であることを知ることになった。今後は、新たな当直部署を設ける際は、女性の配備があれば前広に周知してほしい。

(8) 長崎

当直勤務の部署がない。

神戸の話（助手席の職員の超勤）については、同感である。

(9) 沖縄

那覇空港の旅具部門については、現在当直していない。

#### **議題4 自由討議**

組合費の減額について

今後の中執で検討する。

以上